

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令案並びに幼稚園教育要領案、小学校学習指導要領案及び中学校学習指導要領案」に関するパブリックコメント（意見公募手続）でお寄せいただいた御意見の閲覧について

1 閲覧可能日時

平成 29 年 3 月 31 日（金）9 時 30 分から平成 29 年 5 月 2 日（火）18 時 15 分まで
月曜日から金曜日（祝日を除く）の 9 時 30 分から 18 時 15 分

2 閲覧場所

文部科学省（東京都千代田区霞が関 3-2-2）

3 閲覧対象

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令案並びに幼稚園教育要領案、小学校学習指導要領案及び中学校学習指導要領案」に関するパブリックコメント（意見公募手続）でお寄せいただいた御意見の写し

※ ただし、提出された意見に含まれる情報のうち、氏名・住所・電話番号等の特定の個人を識別できる情報については、個人情報保護のための処理を行っています。

4 閲覧方法

閲覧を希望する場合は、閲覧希望日の前日 12 時までに、下記メールアドレスまで御登録を御願いたします。その際、件名に「「学校教育法施行規則の一部を改正する省令案並びに幼稚園教育要領案、小学校学習指導要領案及び中学校学習指導要領案」に関するパブリックコメント結果閲覧希望」と明記の上、「氏名」「所属」「連絡先」「閲覧希望日時」を記入して下さい。

登録用メールアドレス：kb-katei@mext.go.jp

（初等中等教育局教育課程課教育課審議・調整係）

5 留意事項

- ・ 複数の閲覧希望があった場合などは、閲覧時間の調整等をお願いする場合がございますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 閲覧時間は、原則 1 時間を上限とします。
- ・ 撮影・複写・持ち出し等をすることはできません。
- ・ 閲覧用ファイルに付箋等を貼ることはできません。
- ・ 閲覧時間の前後を問わず、文部科学省担当者等に対する陳情、要請等はお断りいたします。
- ・ 飲食や喫煙等は御遠慮ください。
- ・ 文部科学省担当者の指示に従うようお願いいたします。
- ・ 建物内では、文部科学省担当者が指定する場所以外に立ち入らないでください。